

新地方公会計制度について

1.導入の背景

平成18年に総務省から「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示され、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「資金収支計算書」、「純資産変動計算書」の財務書類4表を整備するよう位置づけられました。

これらの財務書類の作成には、複式簿記・発生主義の考え方を取り入れ、資産の公正価値評価を前提とする「基準モデル」と、現行の単式簿記・現金主義により、資産も決算統計データの積み上げを活用した「総務省方式改訂モデル」（以下、改訂モデルと表記）による処理方法が示されました。

本町では、従来から旧自治省の「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」により示された手法により、財務諸表を作成しており、それらのデータを活用できる後者の「改訂モデル」を用い作成しております。

2.導入の目的

地方公共団体の会計方式である「現金主義・単式簿記」では、単年度ごとの支出ベースでの決算しか把握できず、例えば各種引当金などの将来発生する費用や、建物などの減価償却を正しく把握することができません。そのため、「現在の資産・債務の実態はどうなっているのか」、「将来の負担に関していくら必要となるのか」といった全体を網羅した費用を把握できませんでした。

そこで、「発生主義・複式簿記」による財務書類を作成することで、見えにくいコストや正確なストックを民間に近い手法で把握することにより、その結果を将来の行財政運営へ活用していくことを目的としています。

3.財務書類の概要

(1) 貸借対照表（バランスシート）

貸借対照表は、作成基準日時点における町の保有する財産（資産）と、その財産を形成するために使用した財源（負債・純資産）を対照表示したものです。左側（借方）の財産と右側（貸方）の財源の金額が必ず均衡するため、バランスシートとも呼ばれます。

貸借対照表からわかること

○町の資産や負債等のストック情報を把握できます。

(2) 行政コスト計算書

町の経常的な活動に伴うコストと使用料・手数料等の収入を示すものです。コストの面では、人件費等の人にかかるコスト、物件費等の物にかかるコストといった区分を設けています。経常費用合計から経常収益合計を差し引いたものが当該年度の純経常行政コストとなります。

行政コスト計算書からわかること

○町のコスト情報を把握できます。

(3) 純資産変動計算書

町の純資産（資産から負債を引いた残余）が、一会計期間にどのように増減したかを明らかにするものです。総額としての純資産の変動に加え、それがどのような財源や要因で増減したかの情報を表示します。

純資産変動計算書からわかること

○町の1年間の資産変動情報を把握できます。

(4) 資金収支計算書

現金の流れを示すものであり、その収支を性質に応じて、経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的経費などと区分して表示することで、町がどのような活動に資金を必要としているのかを示します。

資金収支計算書からわかること

○町の1年間の資金収支情報を把握できます。

財務4表の解説

(単位:千円)

■資産の内訳

町の全ての『資産』を表示しています。

1)有形固定資産とは、学校、公園、道路など公共用に供されていると想定されるもの(例)道路、橋、公園、庁舎、保育園、学校等

2)売却可能資産については、公共資産のうち、現に公用もしくは公共用に供されていないもの

2.投資等、3.流動資産は、現金またはすぐに現金化可能な資産を表示しています。

(1)貸借対照表

資産の部	負債の部
1. 公共資産 (1)有形固定資産 (2)売却可能資産 (小計)	1. 固定負債 (1)地方債 (2)長期未払金 (3)退職手当引当金 (4)その他 (小計)
2. 投資等 (1)投資及び出資金 (2)貸付金 (3)基金等 (4)その他 (小計)	2. 流動負債 (1)翌年度償還予定地方債 (2)その他 (小計)
3. 流動資産 (1)資金 (2)未収金 (小計)	負債合計
資産合計	純資産の部
	純資産合計
	負債及び純資産合計

■負債の内訳

将来的な支払義務を生じさせる地方債(借金)や退職手当の金額は引当金として貸借対照表の負債として表示されています。

地方債は、道路、建物などの資産の形成のために発行されます。貸借対照表では、地方債の発行額と資産の金額を対比させることで、町の資産形成がどの程度借金でまかなわれたかがわかります。

退職手当引当金は、在職する全職員が全て退職したと仮定した場合に支払うこととなる退職手当要支給額を負債として計上しています。

■行政コスト計算書とは

給与・手当等の人にかかる費用、物件費等の物にかかる費用などを示す『①経常費用』と、使用料・手数料等を示す『②経常収益』の区分があります。従来の官庁会計では捕捉出来なかった『2.(3)減価償却費』など非現金コストについても計上しています。

①経常費用合計から②経常収益合計を差し引いたものが当該年度の『純経常行政費用』となります。

(2)行政コスト計算書

平成〇年4月1日～平成〇年3月31日

①経常費用
1. 人にかかるコスト (1)人件費 (2)退職手当引当金繰入等 (小計)
2. 物にかかるコスト (1)物件費 (2)維持補修費 (3)減価償却費 (小計)
3. 移転支的コスト (1)社会保障給付 (2)補助金等 (3)他会計等への支出 (4)その他 (小計)
4. その他のコスト (1)支払利息 (2)その他 (小計)
②経常収益
使用料・手数料等
純経常行政コスト (経常費用-経常収益)

(3)純資産変動計算書

平成〇年4月1日～平成〇年3月31日

期首純資産残高
純経常行政コスト
財源調達 一般財源 地方税 地方交付税 その他 補助金等受入 その他
期末純資産残高

■純資産変動計算書とは

純資産(資産から負債を引いた残余)が一会計期間にどのように増減したかを示すものです。

差引増であれば将来に財産を残した(将来世代の負担を軽減した)こととなり、減であれば、財産を食いつぶした(将来負担を増やした)ことを表します。

(4)資金収支計算書

平成〇年4月1日～平成〇年3月31日

1. 経常的収支
2. 公共資産整備収支
3. 投資・財務的収支 (小計)
当年度歳計現金増減額
期首資金残高
期末資金残高

■資金収支計算書とは

1年間の資金の増減を1経常的収支、2公共資産整備収支資本的収支、3投資・財務的収支に区分し、金額を表示したもので、どのような活動に資金が必要であったかを表しています。

4. 作成の基準

- 対象年度：平成26年度（作成基準日は平成27年3月31日）
- 作成基準数値：昭和44年度以降の決算統計の数値を使用
- 作成範囲：町の普通会計と特別会計の合算に加え、関連団体を含めた連結ベースで作成しています。（下の図のとおり）

③<<連結会計>>

②<<町会計全体>>

①<<普通会計>>

- ・一般会計

- ・国民健康保険特別会計
- ・後期高齢者医療特別会計
- ・介護保険特別会計
- ・下水道事業特別会計
- ・水道事業会計

（一部事務組合）

- ・群馬県市町村総合事務組合
- ・群馬県市町村会館管理組合
- ・太田市外三町広域清掃組合
- ・館林衛生施設組合
- ・大泉町外二町環境衛生施設組合
- ・邑楽館林医療事務組合
- ・館林地区消防組合
- ・東毛広域市町村圏振興整備組合
- ・群馬県後期高齢者医療広域連合

（地方三公社）

- ・西邑楽土地開発公社千代田町事業所

（関連団体）

- ・千代田町社会福祉協議会